

2015年11月11日 全6頁

TLAC（G-SIBsの追加規制）の最終報告

【FSB】RWA比18%以上、レバレッジ比率6.75%以上のTLACの維持へ

金融調査部 主任研究員
鈴木利光

[要約]

- 2015年11月9日、金融安定理事会(FSB)は、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)の総損失吸収力(TLAC)に係る最終的な基準(最終報告)を公表している。
- 最終報告は、リスク・アセット(RWA)比のTLACの最低所要水準を、2019年1月から16%、2022年1月からは18%としている。
- また、最終報告は、2019年1月からは6%以上、2022年1月から6.75%以上のレバレッジ比率(TLACベース)の維持を求めている。
- 最終報告に対する評価としては、①バーゼル規制資本にTLAC適格が認められたこと、②預金保険制度の強靱性にかんがみRWA比の2.5%から3.5%に相当するTLACの算入が認められたこと、そして③持株会社による発行であればシニア債にTLAC適格が認められたことの3点をもって、日本のG-SIBsにとっては今後の対応に関する目途が立ったということが可能である。
- なお、シニア債をTLACに含めるためには、持株会社からの発行(借り換えを含む)が必要となるが、高い利回りを求める投資家の存在にかんがみ、マーケットへの影響は限定的であるものと思われる。

[目次]

■ 1. はじめに	2
■ 2. 最終報告の概要	2
■ 3. おわりに	6

1. はじめに

2015年11月9日、金融安定理事会（FSB）は、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の総損失吸収力（TLAC：Total Loss-Absorbing Capacity）に係る最終的な基準（以下、「最終報告」）を公表している¹。

最終報告は、G-SIBs に対し、リスク・アセット（RWA）比 16%から 18%以上、レバレッジ比率 6%から 6.75%以上の TLAC の維持を求めている。

最終報告の適用は、2019年1月から2022年1月にかけて段階的に実施される²。

本稿では、最終報告の内容を簡潔に紹介する。

2. 最終報告の概要

(1) 目的

最終報告の目的は、G-SIBs の損失吸収力・資本再構築力の充実である。

最終報告は、昨今の金融危機以降、公表が続く一連の“ending too-big-to-fail”を達成するための施策の決定版と言えよう。

なお、TLAC は、2013年9月の議論開始時点では GLAC (Gone concern Loss-Absorbing Capacity) と呼ばれていた。

(2) 対象

最終報告の適用対象は、G-SIBs である。

本稿執筆時点では、日本の3行を含む30行が G-SIBs に認定されている（図表1参照）³。

¹ FSB ウェブサイト参照 (<http://www.financialstabilityboard.org/2015/11/tlac-press-release/>)

² 新興国の G-SIBs については、適用を6年遅らせることが認められている。

³ FSB ウェブサイト参照

(<http://www.financialstabilityboard.org/2015/11/fsb-publishes-the-2015-update-of-the-g-sib-list/>)

図表1 G-SIBs30 行のリスト (2015年11月更新)

サーチャージ	G-SIBs	サーチャージ	G-SIBs
2.5%	HSBC	1.0%	Agricultural Bank of China
	JP Morgan Chase		Bank of China
2.0%	Barclays		Bank of New York Mellon
	BNP Paribas		China Construction Bank (←New!)
	Citigroup		Groupe BPCE
	Deutsche Bank		Group Credit Agricole
1.5%	Bank of America		Industrial and Commercial Bank of China Limited
	Credit Suisse		ING Bank
	Goldman Sachs		Mizuho FG
	Mitsubishi UFJ FG		Nordea
	Morgan Stanley		Royal Bank of Scotland (←1年前の1.5%からダウン)
			Santander
			Societe Generale
			Standard Chartered
			State Street
			Sumitomo Mitsui FG
			UBS
			Unicredit Group
			Wells Fargo

(注) 2014年12月末時点データに基づく

(出所) FSB 資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

(3) RWA 比の TLAC の最低所要水準

最終報告は、RWA 比の TLAC の最低所要水準を、2019年1月から16%、2022年1月からは18%としている（後掲図表2参照）。

(4) バーゼルⅢ基準を上回るレバレッジ比率

最終報告は、G-SIBs に対し、RWA 比の TLAC の最低所要水準の達成と併せて、バーゼルⅢ基準（Tier 1 ベースで3%以上）を上回るレバレッジ比率の維持を求めている。

ただし、分子は Tier 1 ではなく TLAC である。

すなわち、G-SIBs については、2019年1月から6%以上、2022年1月からは6.75%以上のレバレッジ比率（TLAC ベース）を維持することが求められる。

(5) TLAC の範囲

ここで問題となるのが、TLAC の範囲である。

TLAC は、バーゼルⅢの最低所要水準（RWA 比で普通株式等 Tier 1 比率4.5%以上、Tier 1 比率6%以上、総自己資本比率8%以上）の拡張に類似する性質を有している（後掲図表2参照）。

すなわち、バーゼル規制資本のうち、最低所要水準を上回る部分については、当然のごとく TLAC に含めることが可能である。

しかし、RWA 比の TLAC を算出するにあたっては、バーゼル規制資本のバッファ、すなわち資本保全バッファ（普通株式等 Tier 1 で RWA 比 2.5%）、G-SIBs サーチャージ（普通株式等 Tier 1 で RWA 比 1.0%~2.5%）、カウンター・シクリカル・バッファ（普通株式等 Tier 1 その他の完全に損失吸収力のある資本で RWA 比 0%~2.5%）は、TLAC に含めることができない。言い換えると、G-SIBs は、これらのバッファを積む前に、RWA 比の TLAC の最低所要水準を達成しなければならない。すなわち、G-SIBs サーチャージが 1.5%の場合、これに資本保全バッファ（2.5%）と TLAC（16%から 18%以上）を合算すると、RWA 比で 20%から 22%以上の「TLAC + バッファ」の維持が求められることになる⁴。

これに対して、レバレッジ比率の文脈における TLAC を算出するにあたっては、バーゼル規制資本のバッファを TLAC に含めることができる。これは、レバレッジ比率には「バッファ」の概念がないためである。

また、最終報告は、TLAC にバーゼル規制資本に該当しないカテゴリーとして「その他の適格負債等」（other TLAC-eligible instruments that are not also eligible as regulatory capital）を認めている。このカテゴリーの例としては、（無担保の）シニア債が想定される。

なお、TLAC は残存期間 1 年以上のものに限られる。

(6) TLAC の発行者（管理主体）

持株会社形態を採る G-SIBs にあっては、TLAC は持株会社単位で管理することが求められる。

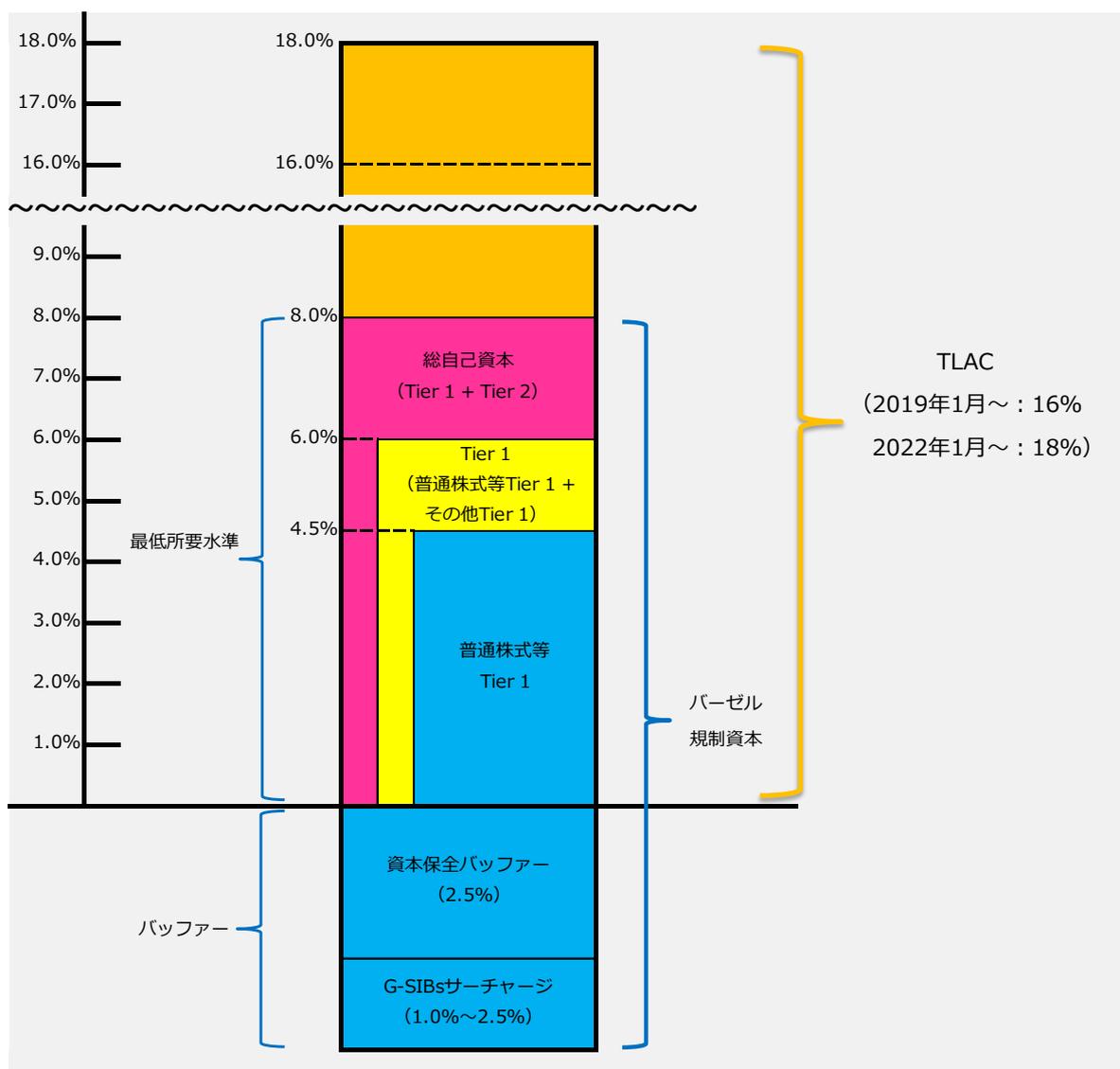
すなわち、バーゼル規制資本に該当する TLAC については、連結単位で管理する（例えば、少数株主持分の資本算入制限を想起されたい）。

ただし、バーゼル規制資本に該当しない、「その他の適格負債等」（例：シニア債）については、持株会社により発行されたものでなければならない。

持株会社による発行であればシニア債に TLAC 適格を認める根拠は、「持株会社の構造劣後性」にある。これは、持株会社の債権者がキャッシュフロー（配当や利息の支払い）と破綻時の回収の面で子会社の債権者に劣後することをいう。キャッシュフローの劣後は持株会社が主たる収益源を子会社からの配当等に依存している点に、破綻時の回収の劣後は持株会社が保有する子会社株式の価値が無に帰する点に基因する。

⁴ カウンター・シクリカル・バッファは考慮しないものとする。

図表2 RWA 比の TLAC の最低所要水準



(注) カウンター・シクリカル・バッファは考慮していない。

(出所) FSB 資料より大和総研金融調査部制度調査課作成

(7) 預金保険制度の強靱性

最終報告は、預金保険制度が整備された法域（例：日本）の G-SIBs については、その預金保険制度の強靱性を勘案し、RWA 比で 2.5%（RWA 比の TLAC の最低所要水準が 16% の場合）から 3.5%（RWA 比の TLAC の最低所要水準が 18% の場合）に相当する TLAC を算入することを認めている。

そのため、このような法域の G-SIBs における RWA 比の TLAC の最低所要水準は、実質的には、2019 年 1 月からは 13.5%（16%－2.5%）、2022 年 1 月からは 14.5%（18%－3.5%）ということになる。

なお、預金保険制度の強靱性の勘案は、RWA 比の TLAC の算出のケースのみならず、TLAC ベースのレバレッジ比率の算出のケースにおいても援用が認められるものと思われる。

(8) グループ内 TLAC

最終報告は、クロスボーダーな破綻処理の円滑化のため、G-SIBs の「重要な海外子会社」に対し、一定水準以上の「グループ内 TLAC」(Internal TLAC) の維持を求めている。

「グループ内 TLAC」とは、端的に言うと、持株会社(親会社)による、「重要な海外子会社」が発行する TLAC への出資・融資等である。

「重要な海外子会社」とは、例えば、G-SIBs グループ全体の RWA 及び／又はレバレッジ比率のエクスポージャーの 5%超を有する海外子会社である。

最終報告は、仮に「重要な海外子会社」自身に対して通常の TLAC 規制(RWA 比の TLAC 及び TLAC ベースのレバレッジ比率)が適用された場合、そこで最低所要水準として算出された TLAC の 75%から 90%以上に相当する金額の「グループ内 TLAC」の維持を、その「重要な海外子会社」自身に求めている。

「75%から 90%以上」のレンジ内でどの水準が採用されるかは、「重要な海外子会社」のホスト国と G-SIBs グループのホーム国の協議により決められる。

(9) 33%ルール

最終報告は、①負債形態の Tier 1・Tier 2、及び②「その他の適格負債等」(例：シニア債)、の 2 種類の合計が、TLAC 全体の 33%以上を占めることへの期待(“expectation”)を示している。

3. おわりに

以上が、最終報告の概要である。

最終報告に対する評価としては、①バーゼル規制資本に TLAC 適格が認められたこと、②預金保険制度の強靱性にかんがみ RWA 比の 2.5%から 3.5%に相当する TLAC の算入が認められたこと、そして③持株会社による発行であればシニア債に TLAC 適格が認められたことの 3 点をもって、日本の G-SIBs にとっては今後の対応に関する目途が立ったということが可能である。

なお、シニア債を TLAC に含めるためには、持株会社からの発行(借り換えを含む)が必要となるが、高い利回りを求める投資家の存在にかんがみ、マーケットへの影響は限定的であるものと思われる。

以上